

「働きたい」「働き続ける」を応援します 新宿区勤労者・仕事支援センター

新宿区若者ワンステップ 応援事業

●第2期募集
職業的自立を目指す若年非就労者を対象に、就職への1歩を応援する7か月間のプログラムです。
キャリアカウンセリング、グループで行う就労準備プログラム、企業でのインターンシップ等をメニューとし、一人一人の状況や目標に合わせて相談員が段階的に支援します。就職後は、必要に応じて定着支援を行います。
【対象】区内在住(都内在住の方は応相談)の18歳~39歳で、現在就労していない方(週20時間以下の就労は可)、13名
※受講には一定の要件があるため、応募者に面談を行います。
【募集期間】10月5日(月)~11月5日(木)(土・日曜日、祝日を除く)
【実施場所】勤労者・仕事支援センター5階若年者就労支援室(新宿7-3-29、新宿ここ・から広場しごと棟)ほか
【申込み・問合せ】電話または直接、同事業事務局(新宿7-3-29、

新宿ここ・から広場しごと棟)
☎(3200)3311・☎(3208)3100
へ。申し込み方法等詳しくは、お問い合わせください。

新宿就職面接会

●おおむね40歳までの方が対象
ハローワーク新宿、東京商工会議所新宿支部と共催で開催し、早期就職を支援します。
【日時】10月23日(金)午後1時~4時(受け付けは午後0時30分~3時30分)
【参加企業】主に区内の企業、17社程度。複数の企業の面接が受けられます(1社につき履歴書が1通必要)。求人内容等は、10月9日(金)ころからハローワーク新宿ホームページ(<http://tokyo-hellowork.jsite.mhlw.go.jp/list/shinjuku.html>)でご案内します。
【会場・申込み】当日直接、BIZ新宿(区立産業会館、西新宿6-8-2)へ。面接にふさわしい服装でおいでください。
【問合せ】新宿区勤労者・仕事支援センター☎(3200)3311へ。

チャドクガの幼虫にご注意を

被害が多く発生しています

チャドクガの幼虫(写真下)は、春と秋にツバキやサザンカに発生する、黒地にオレンジ色の体長3cmくらいの毛虫です。毒針毛があり、毛に触れると激しいかゆみに襲われ発疹がでます。幼虫の抜け殻や死骸に触れても発疹するのでご注意ください。
素手でさわらない
刺されたと感じたら、セロテープなどで毛を取り除き、せっけんよく洗う
発疹がひどいときは、皮膚科を受診する



市販の薬剤で幼虫を駆除する(特別出張所で噴霧器を貸し出ししています)
【問合せ】みどり公園課みどりの係(本庁舎7階)☎(5273)3924へ。

元気な高齢者向け体力測定

今回の募集は11月開催の4会場です

区内の地域交流館などで、2日間の体力測定を実施しています。自分の体力を知り、今後の生活改善や現在の状態を維持する方法を考えましょう。
【日時・会場】下表のとおり
※時間の午前は10時~12時、午後は1時30分~3時30分です。
【内容】▼1日目: 体力測定(筋力・柔軟性など)・脳年齢測定、▼2日目: 認知症予防や運動機能の低下を防ぐ相談会・ミニ講座(いずれの会場も同じ内容)
【対象】区内在住の65歳以上で、介護保険の「要支援」「要介護」認定を受けていない方、各会場30名
※会場の近くにお住まいの方を優先します(参加は1年間に1人1会場)
【申込み】電話で高齢者福祉課

会場	実施日(2日制)	時間
高田馬場地域交流館(高田馬場1-4-17)	11月10日(火)・17日(火)	午後
東五軒町地域交流館(東五軒町5-24)	11月13日(金)・20日(金)	午後
北新宿地域交流館(北新宿2-3-7)	11月24日(火)、12月1日(火)	午前
早稲田南町地域交流館(早稲田南町50)	11月27日(金)、12月4日(金)	午前

くらし

講座「借地借家の問題解決」

【日時】10月20日(火)午後1時30分~4時30分
【会場】新宿消費生活センター1分館(高田馬場1-32-10)
【対象】区内在住・在勤の方、30名
【内容】弁護士が事例をもとに借地借家の問題解決法を解説
【後援】新宿区
【主催・申込み】往復はがきに5面記載例のとおり記入し、10月13日(必着)までに、全国借地借家人組合連合会新宿支部(〒160-0022新宿1-5-5、御苑フラット140号)へ。先着順。
【問合せ】新宿消費生活センター(第2分庁舎3階)☎(5273)3834へ。

みどりの講座

【日時】10月31日(土)午前10時~12時
【会場】新宿コズミックセンター(大久保3-1-2)
【対象】区内在住・在勤の方、15名(親子での参加も可)
【内容】10月31日(土)~11月3日(祝)に新宿コズミックセンターで開催する「緑と花の展示会」で展示する作品(寄せ植え等)を製作
※作品は10月31日(土)午後から展示します。
【申込み】往復はがきに5面記載例のとおり記入し、10月19日(必着)までにみどり公園課みどりの係(〒160-0848歌舞伎町1-4-1、本庁舎7階)☎(5273)3924へ。応募者多数の場合は抽選。

講座「知っておきたい相続税・贈与税」

【日時】11月13日(金)午後7時~9時
【会場】BIZ新宿(区立産業会館、西新宿6-8-2)

魚のおろし方教室

【日時】11月15日(日)午前10時~12時
【会場】牛込笹筒地域センター(笹筒町15)
【対象】区内在住の16歳以上で、この教室に参加したことのない方、15名
【持ち物】先の尖った包丁(出刃包丁など)、ふきんほか
【申込み】往復はがきに5面記載例のとおり記入し、10月19日(必着)までに産業振興課産業振興係(〒160-0023西新宿6-8-2)☎(3344)0701へ。はがき1枚につき1名。応募者多数の場合は抽選。

レストラン優待券の配布

【利用期間】11月30日(月)まで
【優待施設】帝国ホテル(千代田区内幸町)、ホテルニューオータニ(千代田区紀尾井町)、ハイアットリージェンシー東京(西新宿2)、各施設先着50枚
【対象】区内在住・在勤の方、各施設とも1人に付き2枚まで
【優待内容】利用金額から10%優待。料金は利用当日レストラン

27年度「消費者活動促進等助成事業」を追加募集

区内の消費者団体の活動の活性化を図るため、事業に必要な経費の一部を助成します。
【対象】▼新宿消費生活センター分館の登録団体
▼区の消費者行政に協力する団体
▼区内で活動するボランティア・NPO等の社会貢献的活動団体
▼その他区長が適当と認めた団体
【助成金額】平成27年度に実施する消費生活に関する学習、講演会、調査・研究、普及啓発活動などの公益性のある事業
※他の補助を受けている事業、営利・政治的活動を主とする事業は除きます。
【助成額】助成対象事業経費の3分の2以内(1事業20万円、年間40万円を限度)
【助成金の交付】審査会で審査の上、助成事業・金額を決定
【申込み】事前連絡の上、所定の申請書のほか「団体の会則・規約等」団体の年間の活動予定及び収支予算書」を添付して、10月23日(金)までに新宿消費生活センター(第2分庁舎3階)☎(5273)3834へお持ちください。

地域「コミュニティ事業」の活動を助成

【対象】▼落合第一特別出張所管内に活動拠点のあるコミュニティ団体・地域センター登録団体
▼主な事務所が落合第一特別出張所管内にあるボランティア・NPO等の社会貢献団体ほか
【対象事業】11月1日~28年3月31日に実施予定で、団体の活動を支援することで地域住民や団体間の交流を促進できる、次のいずれかの事業
▼文化・芸術活動の向上
▼世代間交流
▼青少年・高齢者の居場所づくり
▼区民への学習機会の提供
▼区民に開かれた子育て支援
※他の助成を受けている事業、特定の方が対象の事業、営利・政治的・宗教活動を含む事業等は除きます。
【助成金額】事業経費の合計額の2分の1以内(10万円を限度)
【助成金の交付】審査会で審査の上、助成事業・金額を決定
【申込み】所定の申請書を10月16日(金)までに落合第一特別出張所(下落合4-6-7)☎(3995)19196へお持ちください。

全国都市交通特性調査にご協力を

都市交通の特性や経年変化を把握するため、国土交通省が人の動きに関する交通実態調査を実施しています。
【調査方法】区内の無作為に抽出した約2千世帯に調査票を郵送しました。ご記入の上ご返送ください。
【問合せ】同調査実施本部☎0120(161)316へ。

東京都最低賃金

●都内で働く全ての労働者に適用されます
10月1日から、時間額907円に改正されています。
【問合せ】東京労働局賃金課☎(3512)1614へ。

でお支払いください。
【申込み】区内在住・在勤が分かるもの(健康保険証、名刺など)をお持ちの上、**新宿(新宿区勤労者・仕事支援センター勤務者サービス課、新宿7-3-29、新宿ここ・から広場しごと棟)☎(3208)2311へ。**
27年度「消費者活動促進等助成事業」を追加募集
区内の消費者団体の活動の活性化を図るため、事業に必要な経費の一部を助成します。
【対象】▼新宿消費生活センター分館の登録団体
▼区の消費者行政に協力する団体
▼区内で活動するボランティア・NPO等の社会貢献的活動団体
▼その他区長が適当と認めた団体
【助成金額】平成27年度に実施する消費生活に関する学習、講演会、調査・研究、普及啓発活動などの公益性のある事業
※他の補助を受けている事業、営利・政治的活動を主とする事業は除きます。
【助成額】助成対象事業経費の3分の2以内(1事業20万円、年間40万円を限度)
【助成金の交付】審査会で審査の上、助成事業・金額を決定
【申込み】事前連絡の上、所定の申請書のほか「団体の会則・規約等」団体の年間の活動予定及び収支予算書」を添付して、10月23日(金)までに新宿消費生活センター(第2分庁舎3階)☎(5273)3834へお持ちください。
地域「コミュニティ事業」の活動を助成
【対象】▼落合第一特別出張所管内に活動拠点のあるコミュニティ団体・地域センター登録団体
▼主な事務所が落合第一特別出張所管内にあるボランティア・NPO等の社会貢献団体ほか
【対象事業】11月1日~28年3月31日に実施予定で、団体の活動を支援することで地域住民や団体間の交流を促進できる、次のいずれかの事業
▼文化・芸術活動の向上
▼世代間交流
▼青少年・高齢者の居場所づくり
▼区民への学習機会の提供
▼区民に開かれた子育て支援
※他の助成を受けている事業、特定の方が対象の事業、営利・政治的・宗教活動を含む事業等は除きます。
【助成金額】事業経費の合計額の2分の1以内(10万円を限度)
【助成金の交付】審査会で審査の上、助成事業・金額を決定
【申込み】所定の申請書を10月16日(金)までに落合第一特別出張所(下落合4-6-7)☎(3995)19196へお持ちください。
全国都市交通特性調査にご協力を
都市交通の特性や経年変化を把握するため、国土交通省が人の動きに関する交通実態調査を実施しています。
【調査方法】区内の無作為に抽出した約2千世帯に調査票を郵送しました。ご記入の上ご返送ください。
【問合せ】同調査実施本部☎0120(161)316へ。
東京都最低賃金
●都内で働く全ての労働者に適用されます
10月1日から、時間額907円に改正されています。
【問合せ】東京労働局賃金課☎(3512)1614へ。